

令和8年度福島県立高等学校入学者選抜

福島県立福島南高等学校 外国人生徒等に係る特別枠選抜募集要項

福島県立福島南高等学校

住所 〒960-8141

福島県福島市渡利字七社宮 17 番地

電話 (024) 523-4740

1 アドミッション・ポリシー

福島南高等学校では、次のような生徒を求めています。

- (1) 基本的な生活習慣や学習意欲をもち、あらゆることに挑戦しようとする生徒
- (2) 地域社会、国際社会に関心をもち、他者とコミュニケーションをとりながら、協働して課題に取り組もうとする意欲をもつ生徒
- (3) 学校行事、生徒会活動・部活動等に積極的に取り組む生徒

2 実施学科及び募集定員

全日制の課程 国際文化科 若干名

3 通 学 区 域

「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」により、県下一円とする。

4 出 願 資 格

次の(1)および(2)の条件を満たす者とする。

(1) 次の各号のいずれかに該当する者

- ① 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和8年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）
- ② 本校において、中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者

(2) 次の条件を満たす者

① 外国人生徒の場合

保護者と共に福島県内に居住しているか又は居住予定の外国籍を有する者で、入国後の在日期間が6年以内であり、外国人生徒等に係る特別枠選抜を希望する者

ただし、「入国後の在日期間が6年以内」とは、原則として、入国した日から令和8年2月1日現在で6年が経過していない場合をいう。

② 海外帰国生徒の場合

保護者と共に福島県内に居住しているか又は居住予定である者で、海外に引き続き1年を超える期間在留して帰国し、令和8年2月1日現在、帰国後6年以内であり、外国人生徒等に係る特別枠選抜を希望する者

ただし、保護者の帰国が遅れるときでも、保護者が志願者の入学後1年以内に帰国し、県内に志願者と同居することが確実であれば出願を認める。

5 出願資格申請

外国人生徒等に係る特別枠選抜への出願を希望する者は、申請期間内に持参又は送付により申請に必要な書類を本校校長に提出し、出願資格を有することの承認を得る。

【申請期間】

令和7年11月17日(月)午前9時から令和7年12月26日(金)午後4時まで

及び令和8年1月5日(月)午前9時から令和8年1月30日(金)午後4時まで

(1) 申請方法

① 中学校卒業生及び卒業見込の者

中学校を經由して、本校校長に連絡の上、次の書類を提出する。提出の際は、460円切手を

貼付した返信用封筒（長形 3 号）を同封する。返信用封筒には、受取人を志願者の在籍（出身）中学校長（以下「中学校長」という。）とした宛名を記載する。

ア 外国人生徒等特別枠選抜出願資格申請書（様式20号）

イ 外国人生徒……「入国後の在日期間が 6 年以内」であることを証明する書類

海外帰国生徒……「帰国後 6 年以内」であることを証明する書類

ウ その他、本校校長が指示する書類

（保護者が志願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類、学校教育における 9 年の課程の修了を証明する書類等）

② 上記①以外の者

上記①に準じ、志願者が直接、本校校長に連絡の上、申請を行う。

(2) 審査結果の通知

本校校長は、申請書等の内容を審査し、「出願資格審査結果通知書」（様式10号）を中学校長を経由して、志願者に送付する。

なお、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の志願者の場合は、直接連絡の上、通知する。

また、審査の結果に関わらず、提出した書類等は返還しない。

(3) 出願資格を有することを承認された志願者は、福島県立学校入学者選抜WEB出願システム（以下「WEB出願システム」という。）に志願者基本情報登録を行う。

(4) やむを得ない事情により、申請期間内に「出願資格申請」をできなかった者が、出願を希望する場合は、出願受付期間に限り、出願資格申請を受け付ける。

6 WEB出願システムの利用

(1) 出願手続等には、WEB出願システムを利用する。WEB出願システムによる手続等の詳細は、別に公表するWEB出願システム志願者用マニュアル等による。

(2) 志願者は、WEB出願システムに、氏名や現住所、保護者氏名等の志願者基本情報の登録（以下「志願者基本情報登録」という。）を完了させた後に、出願手続を行う。

(3) 志願者は、出願に当たって、本校及び学科等の情報（以下、志願者基本情報と併せて「志願情報」という。）をWEB出願システムに登録する。志願情報は入学願書として取り扱う。

(4) 県外から志願する者、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の志願者は、「5 出願資格申請」により、本校校長に出願資格を有することの承認を得て志願者基本情報登録を完了させた後に、出願手続を行う。

7 出願に必要な書類

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

① 令和 8 年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。様式 1 号）

ただし、令和 2 年 3 月末日までに中学校を卒業した者については、本校校長の判断により、調査書の提出を免除する。

また、調査書の記載が困難な場合は、外国における日本語または英語による最終学校の履修証明書、学習成績証明書で代替することができる。

② その他本校校長が指示する書類

(2) 上記(1)以外の者

① 健康診断書（令和 8 年 1 月以降に医師の診断を受けたもの）（様式 3 号）

ただし、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者については、健康診断書の提出を免除する。

② 最終学校の履修証明書、学習成績証明書

ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。

なお、これらの書類は、日本語または英語によるものとする。

③ その他本校校長が指示する書類

8 出 願 手 続

出願手続については「令和8年度福島県立高等学校外国人生徒等に係る特別枠選抜実施要綱」に定めるところによる。

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

志願者の在籍（出身）中学校長（以下、「中学校長」という。）を通して、本校校長に出願する。

- ① 志願者は、WEB出願システムに志願情報を登録の上、WEB出願システムを介して入学検定料（2,200円）を納付し、中学校長に出願を申請する。

なお、納付した入学検定料は返還しない。

【申請期間】

令和8年1月26日(月)午前9時から令和8年2月5日(木)正午まで

- ② 中学校長は、WEB出願システムにおいて志願情報に誤りがないこと、出願資格を満たしていること及び必要額の入学検定料を納付していることを確認の上、出願を承認する。

【中学校承認期間】

令和8年2月2日(月)午前9時から令和8年2月5日(木)午後4時まで

- ③ 中学校長は、書面による提出が必要な書類がある場合、提出票（様式5号）を添付し、出願受付期間内に、持参又は送付により本校校長に提出する。

なお、調査書については、「9 調査書提出」に定めるところにより提出する。

【出願受付期間】

令和8年2月2日(月)午前9時から令和8年2月6日(金)正午まで

(2) 上記(1)以外の者

上記(1)に準じ、志願者が直接、出願手続を行う。

- (3) 本校校長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、出願の受理を取り消す場合がある。

- ① 志願情報に虚偽があるとき

- ② 所定の手続を経ないで、他通学区域から出願したとき

○ 持参及び送付による書類の提出方法について

（本要項において、特に断りがない限り、以下の方法により書類を提出する。）

【持参の場合】受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

ただし、最終日はそれぞれの受付期間の終了時刻までとし、土曜日、日曜日、祝日及び振替休日を除く。

【送付の場合】送付の記録が残る簡易書留等とし、それぞれの提出期間最終日の指定された時間までに必着とする。

宛先 福島県立福島南高等学校長

住所 〒960-8141 福島県福島市渡利字七社宮 17 番地

9 調査書提出

中学校長は、調査書提出期間内に、提出票（様式5号）を添付し、持参又は送付により調査書を本校校長に提出する。

【調査書提出期間】

令和8年2月16日(月)午前9時から令和8年2月17日(火)午後4時まで

10 受験票の印刷

志願者は、令和8年2月18日(水)午前9時以降に、WEB出願システムから受験票を印刷する。

なお、受験票の印刷は中学校において代行することができる。

11 出願取消

出願取消については「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。

なお、志願者が検査当日以降に出願取消を申し出た場合、中学校長は本校校長に連絡をした後

に、手続を始めること。

【出願取消期間】

令和8年2月9日(月)午前9時から令和8年3月13日(金)午前9時まで

12 自己申告書の提出

本校校長に申し出ておいた方がよいと考える事情がある志願者については、本人の希望により、本校校長に自己申告書(様式7号)を提出することができる。

なお、志願者の保護者は必要に応じて補足事項を記入してもよい。

提出及び受領は、次の方法により行う。

- (1) 志願者は、自己申告書に必要事項を記入し、厳封の上、本校校長あて親展とし、持参又は送付する。

ただし、送付の場合は提出期間最終日の消印を有効とし、志願者の住所、氏名を記入し、110円切手を貼付した返信用封筒(長形3号)を同封する。

【自己申告書提出期間】

令和8年2月16日(月)午前9時から令和8年2月18日(水)午後4時まで

- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書(様式8号)を交付する。

13 選抜方法・選抜資料

作文、面接、基礎学力検査を課す。本校校長は、次の(1)から(4)の審査結果を資料として、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

- (1) 中学校長等が作成した調査書、履修証明書、学習成績証明書等

調査書は、「各教科の学習の記録」は135点満点とし、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は55点満点とする。合計190点満点とする。

ただし、調査書の「出欠の記録」は選抜資料としない。部活動や地域クラブ活動等の実績や取組内容などは評価に用いない。

- (2) 作文

日本語による50分の作文を実施する。あるテーマに関して、600字程度で自分の意見等を述べる。作文については、段階評価する。

- (3) 面接

日本語及び英語による個人面接を実施する。面接については、段階評価する。

- (4) 基礎学力検査

国語、数学の2教科で実施する。検査時間はそれぞれ50分とする。各教科の満点を100点とし、点数化し、200点満点とする。

14 作文、面接、基礎学力検査の日時及び会場等

- (1) 日 時 令和8年3月4日(水)

開 場：午前7時50分

※正門を通り、昇降口から入ること。(「17 会場図」参照)

集 合：午前8時10分まで

作文・基礎学力検査：午前9時から

面 接：午後1時10分から

9:00 9:50 10:10 11:00 11:20 12:10 13:10

作 文	休	数 学	休	国 語	昼 食	面 接
-----	---	-----	---	-----	-----	-----

(50分) (20分) (50分) (20分) (50分) (60分)

(2) 会 場 福島県立福島南高等学校

※当日は同じ敷地内で福島県立ふくしま新世高等学校の学力検査も行われるので、
掲示等に注意すること。

(3) 注意事項

① 当日は次のものを持参すること。

受験票、上ばき、外ばきを入れる袋等、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可。）、消しゴム、コンパス、定規

ただし、下敷、分度器、分度器機能を有する定規、計算機能や言語表現機能を有するもの等、検査の趣旨に反するものは使用できない。

② 携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器・通信機器類は持ち込まないこと。

15 追検査等の実施

当該志願者が欠席した検査等を実施し、他の志願者と併せて判定する。

追検査等の対象となる志願者及び手続き等については「令和8年度福島県立高等学校外国人生徒等に係る特別枠選抜実施要綱」の定めるところによる。

(1) 日 時 令和8年3月10日(火)

開 場：午前8時00分

集 合：午前8時20分まで

作文・基礎学力検査：午前9時から

面 接：午後0時50分から

※選抜の一部を受験する場合の日時は、中学校長を通して志願者に連絡する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、志願者もしくは志願者の保護者に連絡する。

9:00 9:50 10:05 10:55 11:10 12:00 12:50

作 文	休	数 学	休	国 語	昼 食	面 接
-----	---	-----	---	-----	-----	-----

(50 分) (15 分) (50 分) (15 分) (50 分) (50 分)

(2) 会 場 福島県立福島南高等学校

(3) 注意事項

持参物等については、「14 作文、面接、基礎学力検査の日時及び会場等」のとおりとする。

16 選 抜 結 果 発 表

WEB出願システムにより、選抜結果（合格・不合格・出願取消）の発表を行う。

【選抜結果発表期間】

令和8年3月16日(月)午後1時から令和8年3月24日(火)午後5時まで

(1) 志願者は、WEB出願システムにより自身の選抜結果を確認する。

(2) 令和8年3月16日(月)は、午後1時以降に、WEB出願システムを利用できない志願者への配慮として、合格者一覧を昇降口（「17 会場図」参照）に掲示する。

(3) 合格者に対して受験票と引き換えに合格通知書（様式13号）・新入生オリエンテーション（令和8年3月26日（木）実施予定）及び入学に関する案内文書等を昇降口（「17 会場図」参照）で交付するので、受験票を持参し、来校すること。

【合格通知書・入学に関する案内文書等交付期間】

令和8年3月16日(月)午後1時から午後3時まで

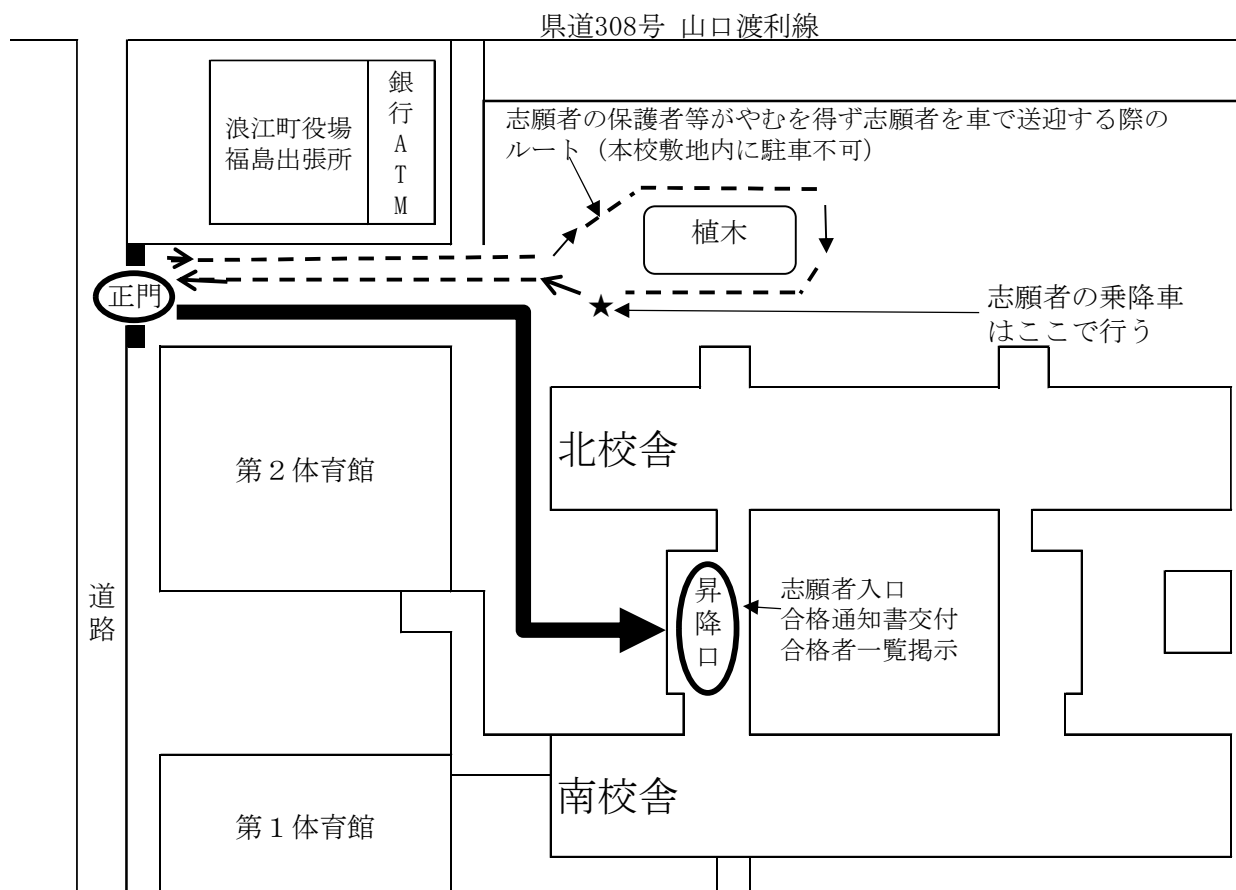
※志願者が上記時間内に来校ができない場合は、志願者もしくはその保護者が本校に電話で連絡すること。

※正門（「17 会場図」参照）から入ること。

(4) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消す場合があ

る。
17 会 場 図

- ※ 本校敷地内に駐車することはできません。
- ※ 志願者の保護者等がやむを得ず車で志願者を送迎する際は、次の図中の「★」で志願者を乗降車させてください。
- ※ 本校近隣での駐停車は、近隣の皆様のご迷惑となりますので、ご遠慮ください。
- ※ 本校には、公衆電話は設置されていません。



18 そ の 他

- (1) 選抜の一部が未完了となった者の取扱い
 選抜の一部が未完了となった者の取扱いは次のとおりとする。
 なお、インフルエンザ等感染症罹患及び体調不良等により別室で受験をした者で、選抜の一部が未完了となった者も含む。
 - ① 追検査等の対象となる志願者
 「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところにより、「一部未完了となった選抜の意思連絡書」（様式14号）を令和8年3月6日（金）午後4時までに本校校長へ提出する。
 - ② 追検査等の対象とならない志願者
 受験した内容のみで合否判定を行う。
- (2) 外国人生徒等に係る特別枠選抜で不合格となった者についての取扱い
 外国人生徒等に係る特別枠選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めるところにより、新たに出願する。
- (3) 入学辞退の手続
 合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（様式16号）を中学校長を通して本校校長に提出する。
 ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

なお、納付した入学検定料及び高等学校に提出した書類等は返還しない。

- (4) 障がい等のある志願者に対する配慮は、「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。

提出する書類は次のとおりとする。

① 中学校卒業者及び卒業見込の者

原則として令和7年12月までに、志願者は、中学校長を通して、「受験上の配慮申請書」（様式17号）を、本校校長に提出する。その際、中学校長は、中学校における「生活・学習の様子、配慮等に関する説明書」（様式18号）と本校校長が必要と判断した場合には診断書等も併せて提出する。

② 上記①以外の者

原則として令和7年12月までに、本校に問い合わせること。

- (5) 本要項に記載されていないことについては、「令和8年度福島県立高等学校外国人生徒等に係る特別枠選抜実施要綱」及び「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」を確認の上、本校に問い合わせること。